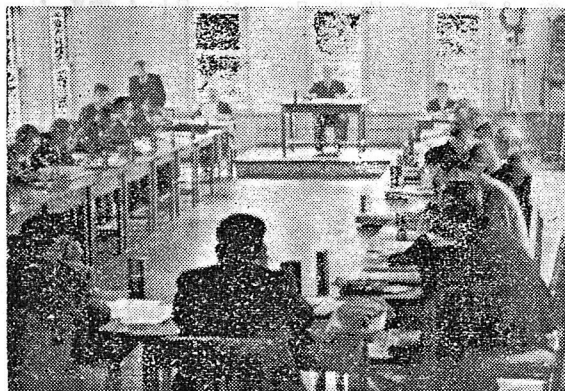


町議会定例会開く



— 写真は開会中の議場 —

真剣な討議のすえ 33年度予算外14議案を議決

◇昭和三十三年 月十日、十四日の二日間に亘り御宿町議会第一回定例会議は三

年度予算外十四議案について当局の説明が行われたのち一旦本会議を閉じ、全員協議会に移つて議案内容の細部を審議して終了、第二日目(三月十四日)の本会議に於て、質疑採決を行い全議案を可決した。

尚当日七程された議案は左の通りであります。

- 1、昭和三十二年義務教育施設整備事業起債について
- 2、昭和三十二年漁港修築事業起債について
- 3、昭和三十二年度公営住宅建設事業起債について
- 4、昭和三十二年度新市町村建設事業起債について
- 5、御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 6、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 7、御宿町国民健康保険運営協議会委員選任につき同意を求めること
- 8、昭和三十二年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出追加予算
- 9、昭和三十三年御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出予算
- 10、昭和三十三年御宿町国民健康保険特別会計一時借入金について
- 11、御宿町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 12、御宿町火葬場使用条例の一部を改正する条例制定について
- 13、昭和三十二年御宿町歳入歳出追加予算
- 14、昭和三十三年御宿町歳入歳出予算
- 15、昭和三十三年度一般会計一時借入金について

御宿町広報

第 6 号
所 役 場
行 町 宿 御
印 刷 所
株式会社 阿佐商会
電話 千葉 (2) 3936

題 字 ・ 柴 田 知 事

第 6 号
所 役 場
行 町 宿 御
印 刷 所
株式会社 阿佐商会
電話 千葉 (2) 3936

題 字 ・ 柴 田 知 事

電気事故を防ぐには？

次の点に注意しましょう。

- 一、電線の近くに材木など立てかけないようにして下さい。断線の原因になりますから。
- 二、煙突やその支え線、ラジオ、テレビのアンテナは、漏電の原因になりますから電線にふれないようにして下さい。
- 三、どんなときでも電柱に登らないようにして下さい。
- 四、電線がたるんだり切れている時や樹木の枝がさわっている時などには電力会社知らせて下さい。

自衛隊員を募集しています

只今防衛庁では、陸士一万名、海士三百名、空士五百名の自衛隊員を募集しております。

民主化された隊内生活は若人の身心の鍛練の場としても最適です。昭和八年六月二日から昭和十五年六月一日までの間に生れた日本の国籍を有する男子ならだれでも受験出来ます。

希望者は役場自衛隊係迄御連絡下さい。

町財政事情の公表 二月一日

(健全な財政のもとに)

各種事業も着着と進行

毎年二月及び八月に町民の皆さんに公表することに定められている、町財政事情については町広報発行の都合で二月公表の予定が大変遅れましたが次のことについてその概要を説明してみたいと思います。

- 1、昭和三十二年予算(十二月末日現在)の執行状況
- 2、町民負担の状況
- 3、昭和三十一年度町歳入歳出決算の概況
- 4、財産公債及び一時借入金金の現在高

昭和三十二年度の事業計画と事業費等については昨年八月一日の広報に登載したのであるがその後夫々請負契約締結を終り事業費も決定したのであるが

- (イ) 中学校増築工事(鉄筋ブロック造平家建一五五坪五八八万円也、大多喜町式田建設工業株式会社)
- (ロ) 町営住宅建設工事(木造一種一〇五坪十戸、木造二種

八五坪十戸、五四〇万円也
当町渡辺工務店、外に事務費一八六千円)

(イ) 御宿漁港(防波堤(高米)築造(三百万円、千葉県へ依託)
(ロ) 道路橋梁整備事業(三九一萬三千元)

以上の本年度主要諸事業も、目下進捗中にして中学校及住宅は夫々三月三十一日迄には完成の見込みであり、御宿漁港は潮の関係で工事着手が遅れ五月末竣工の予定である。

別記のように十二月末予算現計は四九、二五二千円で、その中投資的経費の占める割合は大きいがいづれ補助金起債等依存財源に頼らざるを得ない状態で勿論自主財源である、町税収入の確保を期さなければ到底この種事業の完遂及び健全財政の堅持は困難なことであり住民各位の深い理解と一層の御協力を頂かなければなりません。

町長 井上文吉

第一章 昭和三十二年予算の執行状況について

概 要

予算の執行について、その概要は毎回お知らせしているように、収入の確保を図り乍ら支出の適正なる執行を期しているが本年度予算は一般経常費の漸増もあり極力需用費等の節約を図り捻出した財源は、公共事業等に廻し、事業遂行の円滑を期するよう配慮したものであります。

才 入 (第一表)

才入について申しますと町税は年間調定額に対し収入済額の割合は60%であり、予算額に対しては69%となつていて納入成績は余りよくないが納税組合分の未整理等もあり年度末迄には納入歩合は一段と向上するよう努力したい。

交付税普通分は予算額通り収入済となつてはいるが、その他の収入科目も年度末及び出納閉鎖期日(五月三十一日)までには夫々予算額に達する収入を得られるよう見込んであるので大きな才入欠陥はないものと思つて。

才 出 (第二表)

才出は総額に於て57%の執行となつており、公共事業の支出が、一月以降に大部分を占めて

いるので年度末迄の財政運営については相当苦しいことが予想されるものであり、各補助事業の進捗状況と併行し該補助金の交付を受け乍ら、税収入確保を図り、財政の円滑な運営を期するよう努めたい。

第一表 歳 入 (12月1日現在)

款	現 計 予 算 額	調 定 額	収入済額	収 入 未 済 額	予算額に 対し割合 (町税に 対して)
1. 町 税	14,737,000	17,058,240	10,226,033	6,832,207	60%
2. 地 方 交 付 税	9,540,000	9,540,000	9,540,000	—	100%
3. 公企業及財政収入	260,000	49,176	49,176	—	19%
4. 分担金及負担金	2,380,100	2,198,700	2,198,700	—	92%
5. 使用料及手数料	805,000	626,167	626,167	—	78%
6. 国庫支出金	10,049,600	3,392,627	3,392,627	—	34%
7. 県庫支出金	1,193,300	143,253	143,253	—	12%
8. 寄 付 金	495,000	292,536	292,536	—	59%
9. 繰 越 金	1,709,000	1,709,232	1,709,232	—	100%
10. 雑 収	583,000	210,044	210,044	—	36%
11. 町 債	7,500,000	7,200,000	—	7,200,000	0%
合 計	49,252,000	42,419,975	28,387,768	14,032,207	58%

第二表 歳 出 (12月31日現在)

款	現計予算額	支出済額	予算残額	予算額に対する 支出の割合
1. 議 会 費	747,000	526,280	220,720	70%
2. 役 場 費	10,299,000	7,796,604	2,502,396	76 "
3. 消 防 費	2,004,000	1,142,189	861,811	57 "
4. 土 木 費	3,913,000	1,722,742	2,190,258	44 "
5. 教 育 費	11,831,600	5,359,523	6,472,077	45 "
6. 社会及労働施設費	8,476,000	4,516,776	3,959,224	53 "
7. 保 険 衛生費	594,000	363,793	230,207	61 "
8. 産 業 経 済 費	7,256,000	4,759,141	2,496,859	66 "
9. 財 産 費	224,000	69,014	154,986	31 "
10. 財 統 計 査 査 費	142,000	63,790	78,210	45 "
11. 選 挙 費	168,000	23,382	144,618	14 "
12. 公 債 費	1,725,000	868,010	856,990	50 "
13. 諸 支 出 金	1,572,400	669,660	902,740	43 "
14. 予 備 費	300,000		300,000	0 "
合 計	49,252,000	27,880,904	21,371,096	57 "

第二章 町民負担の状

況 (第三表)

町民の皆さんが町財政に対してどのように負担して居られますか、前回にも説明してあります。が、十二月末日現在本年度課税総額は、滞納繰越分を除き町民

税三、四〇七、五五二円固定資産税八、一二二、七二四円自動車荷車税四五五、九三〇円木材引取税一六、〇〇〇円電気ガス税八〇九、四二〇円たばこ消費税一、三四八、〇七〇円で合計一四、一五八、六九六円であるが、年度末迄には更に電気ガス税八〇九、四二〇円、たばこ消費

第三表 町民負担の状況

年 度	区 分	町 税 総 額	一 人 当 り 負 担 額	
			世帯当り負担額	一人当り負担額
昭和30年度		13,618	6,371	1,396
昭和31年度		13,842	6,842	1,419
昭和32年度		13,748	6,795	1,409
備 考	人口	9,753人		
	世帯	2,023		

費税が六七〇、〇〇〇円収入見込であります。この内固定資産税の中に、三公社(国鉄、電電、専売)課税分一、〇八〇、〇〇〇円が含まれているので実質負担額は(たばこ消費税を含む)別表のとおりである。

課税方法、税率等については前回公表後改正はないので省略します。

第三章 昭和三十一年度決算状況について (第四表)

概 要

昭和三十一年度最終予算額は義務費の増加、公共事業等の計画により、才入才出共四六、八五四千円となつております。これを決算額についてみますと、才入四四、四四九千九〇四円、才出四二、七四〇千六七二円で実質的に一、七〇九千二二二円の赤字となりこの額が翌年度へ繰越されたわけでありませう。

勿論予算計上に当つては才入才出共見積超大等は絶対に避けたので才出の執行も予算額に対し九一%の割合を示し、概ね順調な運営を行つたもので御座います。

才入の状況

才入決算状況は次表のとおりで才入合計をみますと、予算額に対し、二、四〇五千円減となりましたが、町税の予算に対する収入額がその主たるもので、他はほとんど予算額どおり或は上廻つて才入されている。

才出の状況

才出決算額は予算額に対し、四、一一四千百円執行未済額があ

り、その差額において、多額と思われるが、特に事業費中、土木(須賀岩和田線)改良事業が諸種の事情により、延びたためこの執行未済が一、五〇万程度あり、他は一般経常費の予算残が相当額あるからである。

特に財産費に於て予算額を超過して決算してあるがこの分は準備費から充用して処理したものである。

才入の増加率がわずかなのに比べ、才出は年々多額の増嵩を辿つて現在の、人件費等の増加は勢い、公共或は単独事業等に及ぼされるようになるのでありますので、団体の規模の割合に職員数が少ないが、増員を避けて職員配置の合理化を図りこのような状況を緩和するため、その他の需用費等の節減を行つております。当町の財政規模を推定する地方交付税の財政需用額(国が定めるもの)と実際の町の支出額(一般経常費)を比較すると一千百万円位超過していることを考え合せみると如何にもなし難いというのみでありまして、地方税財政制度の抜本的改革を望むこと切なるものがあります。

第 四 表 昭 和 3 1 年 度 決 算 額 調

入				出			
款	最終予算額	決 算 額	百分比	科 目	最終予算額	決 算 額	百分比
1. 町 税	17,058,000	14,729,679	33.1	1. 議 会 費	751,000	676,839	1.6
2. 地方交付税	8,300,898	8,462,000	19.0	2. 役 場 費	9,136,000	8,893,743	20.8
3. 公企業及財産収入	260,000	212,499	0.5	3. 消 防 費	1,910,000	1,827,926	4.3
4. 分担金及負担金	1,330,000	1,388,100	3.1	4. 土 木 費	5,583,000	3,326,498	7.8
5. 使用料及手数料	481,000	527,670	1.2	5. 教 育 費	9,681,000	9,488,624	22.2
6. 国庫支出金	7,256,000	7,002,819	15.8	6. 社会及労働施設費	8,290,000	7,994,170	18.7
7. 県支出金	498,000	563,880	1.3	7. 保 健 衛 生 費	872,000	773,597	1.8
8. 寄 付 金	350,000	148,300	0.3	8. 産 業 経 済 費	6,283,432	6,063,422	14.2
9. 繰 越 金	6,910,102	6,921,185	15.6	9. 財 産 費	276,000	282,938	0.6
10. 雑 收 入	910,000	1,093,772	2.5	10. 統 計 調 査 費	193,500	173,717	0.4
11. 町 債	3,500,000	3,400,000	7.6	11. 選 挙 費	137,500	123,707	0.3
計	46,854,000	44,449,904	100.0	12. 公 債 費	1,313,000	1,239,108	2.9
				13. 諸 支 出 金	2,127,568	1,876,383	4.4
				14. 予 備 費	300,000		0
				計	46,854,000	42,740,672	100.0

第四章 町債及一時借入金について

本町の起債現債高は別表に示すように財政規模に比して多額になつてゐるが、合併以来の町建設計画遂行の公共事業に充當した財源であり夫々町民の福祉向上に役立つ。然し乍ら今後この元利償還額が町財政を逼迫せしめることは当然考慮しなければならぬし、極力この起債も抑制しなければなりません。現行地方財政制度下にあつては補助金起債に依存しなければ事業は殆んどできない状態であるが、近時この窮状打開のため地方財政委員会等においてこの問題を検討して居りまして、利子引下或は補給等の処理が講ぜられることを期待するものであります。尚一時借入金も努めて抑制しその分で小口の町債の返済に充當する方針で本年度も岩和田保育所分を二七四、四三〇円償還する予定。

第六表 町有財産調 (32年12月31日現在) 第五表 町債目的別、借入先別、発行額調 昭和32年12月31日現在 (単位千円)

種 別	数 量	坪	種 別	
			種 別	数 量
行 地	土 宅 地	1,274	山 林 原 野 地	305,842
	雑 種 地	67,681	学 校 役 場 敷 地	5,385
政 建	庁 舎 (2棟)	105	校 舎 (15棟)	1,707
	保 育 園 舎 (2棟)	155	隔 離 病 舎 (2棟)	50
財 物	登 記 所 庁 舎 (2棟)	47	公 民 館	47
	警 察 庁 舎	27	寄 宿 舎	24
	火 葬 場	27	住 宅 10.5坪 20戸	210
	同 8.5坪 20戸	170	財 政 庫 券	146,638
	金 員 郵 便 貯 金	146,638	千 葉 県 漁 業 信 用 協 会	150,000

借入先別 目的別	資 金 簡 易 計			附 記
	資 通 用 部	保 險 局	計	
教 育 債	4,500		4,500	1. 30年度中学校建設 4,500,000円
普 通 土 木 債		4,000	4,000	(1)30年度道路改良起債 2,000,000円 (2)31年度 同上 2,000,000
社 会 及 勞 働 施 設 債	274	2,800	3,074	(1)30年度町営住宅建設債 1,400,000円 (2)31年度 同上 1,400,000 (3)28年度保育所起債 274,430
災 害 復 旧 債	1,522		1,522	(1)27年度中学校災害復旧債 254,703円 (2)27年度清水川災害復旧債 1,267,422円
産 業 経 済 債	5,384	700	6,084	(1)27年度漁港修築 584,964円 (2)28年度 同上 2,800,000 (3)29年度 同上 2,000,000 (4)30年度 同上 700,000
計	11,680	7,500	1,918	

12月末日現在 一時借入金2,000千円簡易保険局より借入しあり
3月10日返済予定



国保一年を

顧みて

運営委員 村 田 萃

(御) 宿町国保健康保険も昨年三月発足いたしましたより早や一年を経まして漸く二年生と成つた訳ですが、町民の皆様と関係者の並々な御努力に由りまして極めて健全な足どりで成長いたし、郡下では勿論県内にも最優秀の成績を収めて発展いたして居ります事は皆様と共に心からお慶びして良い事と存じます。

健康保険制度は其の性質上、保険を始めましたからには町民の一人残らずが加入していただき家族の人数や其の収入程度に従つて税金(保険税)として確実に納入して戴かないと直ぐに赤字になつて其の運営が困難となり、最悪の場合には潰れて了うと云う事も考へられますが、反対に加入者の全部が割当額を期日迄に納入して下さいますと政府からの補助金も最高額を得られますので最も健全な運営が出来る事になります。

来る事になります。此の補助金の多寡が現在運営の死活問題であると申しても過言で無く、今迄の国保全体の実状一欠陥一からして今年度は政府の補助金も或る程度増額されるよう決つた様です故、皆様の国保への理解と関心と相俟つて新年度は益々立派な基礎の上に立つて保険も成長して行ける目算が付きました事は有難い限りです。が未だ〳〵国家の助成金は少な過ぎます。

(社) 会保障制度の未熟な吾が国は近代的な国家として未だ一年生です。イギリス、フランスは、此の点大先輩でして各個人の不幸を救済する施設や制度は徹底している様です。それは国民の一人〳〵が文明の社会人として各人の幸福を守り、又不幸を扶け合ふ気持―相互扶助の精神―云ひ換へれば権利義務を遂行する精神が非常に高いからで

お隣りの中国も最近十年間足らずして社会保障制度の改革―昔の中国にはその様な制度は何も無かつた様ですが―向上は我が日本を遠く引き離して立派に成長してひました。

(日) 本の医学は世界的であり非常に進歩いたして居りますが健康保険制度の未熟な為―国家の保障が不徹底の為―其の進歩した医学の恩恵を安い費用で充分受け得る事の出来無いと云う事は何たる不幸であり何たる矛盾でしょう。

大病院では最新の設備と高度の技術を誇つておりますのに、一般の開業医では仲々その設備技術の恩恵に浴す事が出来ない現状でして、若し出来たとしてみても莫大な費用を自分で負担しなければならぬでしょう。

一般の開業医は今の保険制度では現状維持がやつとの事にて最新の設備をして患者の幸福を図る費用も出なければ、学会に出て度々最新の智識を吸収する暇もない状態です。これでは世界的水準を誇る日本の医学も「ピッコ」の医学にて、先づ自分の「ピッコ」から直して行かなければ一般患者の病氣など充分治せる筈はありません。

(現) 在の保険制度は色々の矛盾が沢山あり極めて不完全なものです。これは私達国民の一人〳〵の努力と理解に由つてのみ立派に発展させて行く以外に道は無いですね。これは診療に当る医者も一般の患者も又は健康で病氣等全く知らない人も同じ気持ちでやつて行かなければ発展進歩は望まれません。

御宿の国保の開始当時を考えて来ましても色々この意見、奇説もありました。保険に入ると医者には安い薬ばかりを使つて高い良い薬を使つてくれない。夜間の往診は来てくれないだらう。保険の患者に対する言葉付きまで最低だ。等々仲々賑かなものでしたが、一年生から二年生に進んだ今日この頃ではそんな事を云う人も殆んど無くなつたのは僅か一年間の成長の並々ならぬ事を物語つて居ると考えて良いでしょう。

(各) 区毎の納税組合制度も非常に数も増し実績を挙げて居りますし、役場の係の各戸別毎の徴収もその努力は全く涙ぐましいものがありました。

診療に当る医師側の方も例の流感騒ぎの時など寒い夜中、自分の感冒も忘れて不眠不休で往診

治療に當つて居られた先生方もあつた事を御存じでしょう。保険の点数ばかりを頭に置いていたら寒い夜空、人の寝静つた夜中の再三の往診など仲々出来ないものです。一夜に二―三回も電話のベルにびつくりして往診に出掛けましたら先づその晩は全く眠れず、従つて翌日の診療に直ぐこたえるものです。子供が急に高熱を發してヒキツケた、とか持病の心臓病が急に悪化したとか、急に激しい腹痛を起して翌日まで我慢が出来ないとか、急性の激しい症状の時以外は夜間の往診は出来る丈遠慮していただいた方が健全な保険の運営上大切の様です。(夜間又は風雨中の往診は二倍の点数) 日中の往診も出来る丈症状を電話なり云伝てなりで話していただいで己むを得ない時にのみ往診してもらつて居るにいたりますますと医師の方も、健保財政の方も助かります。そして少しでも悪い時は直ぐにかゝりつけの先生に相談して診てもらおうのが一番良いと思ひます。病氣は軽い中に臆病がらずにどん〳〵診てもらい、治してもらつて大事です。

(病) 院に行くにも午前中に行

ける者は出来る丈午前中に往つて治療していただき度いものです。午後は往診やその他の事で医者も診療出来ない事が多くお互いに迷惑をかける様です。掛りつけの先生が不在でお困りの時はその病院から他の先生の方へ電話で連絡をとつていただくが良いと思います。

三ヶ月、半年も治療を受けて治らない様な時は大病院なり其他の病院に其の先生に紹介して貰いて一度精しい検査をしてもらつた方が良いと考えます。(尤も慢性疾患である結核性のも、腎臓炎、心臓病等の診断に誤り無いものは別です) 黙つて他に行くよりその方がお互に氣持が良いと考へます。又それが当然の道だと思ひます。

(保) 健制度―社会保障制度―の發展は相互の助け合ひ精神―結局は人道精神―の高度な程より良い進歩もするし發展もする訳です。それが文明社会です。私達は其の發展進歩の為に努力する義務があります。それは先づ一番手近かの御宿の国民健康保険の立派な成長の為に各人夫々この義務の下にお互に努力いたしましょう。

長々とつまらない事に紙面を汚させていたしましたが国保一年間を顧みて将来の為の一助にもなればとの老練心から乱文をふるひました次第です。どうぞ悪しからず。

御宿町の国保も満一才を迎へ順調の成育振り先づは御同慶の至りでございます。一年間の実務の結果から二、三のお願ひを申し上げたいと存じます。

第一、受診証は最初に出して下さい。私達は診療患者のカルテを保存する義務を負つて居ります。処で現在は社保の本人用、家族用、国保用、自由診療用と五種類の使ひ分けして居る訳で繁雑そのものです。為に後で出されたのでは二重三重の手数であり、まして月と跨つて診療の最後に呈出されたのでは扱ひ様がない訳です。「初めに出せ」と云う事は保険診療の手續する為だらう等邪推する向もあるやに聞きました。が私達には考へ及ばない穿ち過ぎた御意見かと存じます。

第二は十円玉五ツ六ツの小銭を御用意願ひ度い事です。百円千円は不要だと云う訳ではありませんが、保険の診療は一点単価十一円五十銭。国保に半額負担ですからその二分の一、五円七十五銭が基準でその三点、五点等計算をやらせられて居るのです。

皆 様 へ の お 願 い

一例を上げませう。初診料四円で廿三円、普通処置が三点十七円廿五銭、鎮痛の為の頓服薬二、一点(コンマ一点です為念)十二円六十五銭計幾何でせう。千円札を無難作に出されると百円九枚と十円玉五つ六つのお釣りで、結局毎日最少限十円玉の四、五十、百円札の二、三十枚の釣り銭を作らなければなりません。

和 一ヶ。密柑の百匁等買廻つて十円玉を集める努力に御同情下さいと申上げたいのです。

関 第三に若い御婦人の口紅何とかならないものでせうか。魅力に溢れる七色の口紅も私達診療室に於ては全く以て頭痛の種。指へもピンセットへも染つて薄気味の悪い事甚し、前歯は兎も角奥の方だつたら口紅に触れず手に治療するとしたら全く曲芸か手品の類。やつて出来ない事はないとしてもお互ひのマイナスだけだとはお思ひにならないでせうか。

× × ×

みんなて 歌いまじよう

一昨年来高橋の佐藤先生の指導下に、わが御宿町にコーラス会が催れています。いま一家の主婦や、勤人、学生らが、仕事や勉学のわずかの時間をさいて参加していますが、皆毎週一回のこの集りを無心に歌い合つて楽しんでます。ひろく町民に解放されていますから、老若男女誰でも自由に気軽にお出で下さい。とくに布施、岩和田地区からの参加をのぞみます。

日時 毎週日曜日午後一時半

◎世帯及人口

昭和三十三年二月一日現在の御宿町の世帯及人口は次のとおりです。

世帯数 一、九七二
人口 九、三八八
男 四、三五四
女 五、〇三四

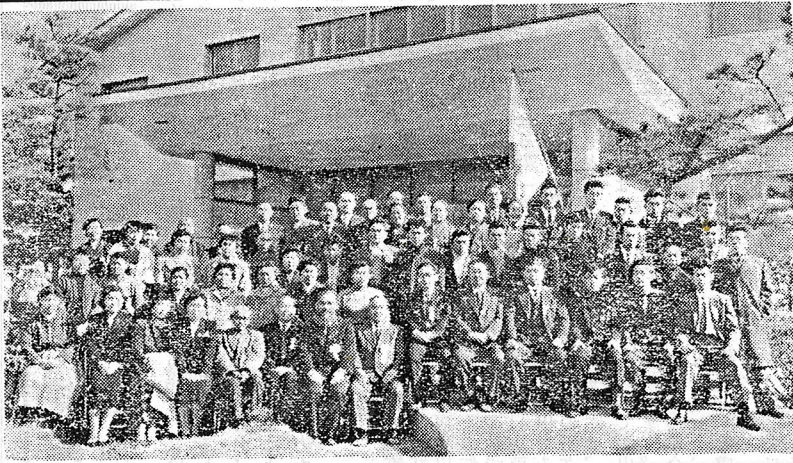
☆地藏さんも一役 (乾燥してはいます。タバコの殻がらにもご用心)



明るくいニユース

優秀な七本4Hクラブ

第七回県下農村青少年クラブ 会館で開かれ、二十九名の4H実績発表大会は去る二月二十六日、二十七日の両日千葉市自治が、夷隅郡を代表して出場した



— 喜びの成人式 —

一月二十三日夷隅高校講堂で成人式が行われた。今年大人の仲間入りした人達は一三六名で、町長さん始め、関係者より心からの祝福を受けた。

御宿町七本4Hクラブ(発表者吉田和啓)が堂々第二位に入賞し、県知事千葉

県販購連会長より表彰された。七本4Hクラブは昭和二十五年に発足、現在会員は十名で、農業経営の合理化と真剣にたり組んでおり、今後に大きな期待がかけられている。

岩瀬さんに章銀章

毎年日本赤十字社による白い羽根の募金が行われるが、岩瀬根之氏(久保)は例年高額を寄附し感謝されていたが、このほど日本赤十字社より「章銀の特別社員章」として、感謝状と共にメダルが贈られた。

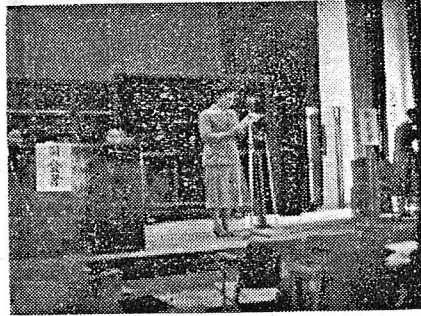
スキーの指導員に合格

去る一月新潟県石打スキー場に於て、全日本スキー連盟公認指導員資格認定試験が行われ、九十七名のベテラン達が受験したが、岩和田の金井英一(町議)さんがみごと第一位の成績でパスした。尚この資格を得た人は千葉県で金井さんが二人目だそうである。

保育研究会で第一位

千葉県衛生民生部、千葉県社会福祉協議会主催による第五回千葉県保育事業研究会夷隅地区予選が三月九日勝浦中央保育園

で開かれ御宿保育園代表として池野寿江先生が出場第一位を獲得、続いて郡代表として三月十五日千葉市自治会館に於ける県大会に出場優秀な成績を収め、賞状と賞品を授与された。



国保の恩典

先般回覧に依り御知らせしました通り来る四月一日より次の給付を実施します。

一、助産費 皆様の世帯で赤ちやんが生れた場合、金五百円
一、葬祭費 皆様の世帯で家族が死亡したる場合、金五百円
以上の金額を支給致しますから町の保険に加入している世帯で本年四月一日以後に於て、「出生」「死亡」のあつた世帯主は印鑑及び保険証持参の上役場厚生課迄御届け下さい。

◎健康は母の愛から国保から

4月の歴史

3日 聖徳太子が十七条の憲法を定めた(六〇四)

聖徳太子は用明天皇の第二皇子で、推古天皇をたすけて政をとり、仏教をあがめて国の大本をたてようとした。

11日 日本でメーリング法が採用された(一九二一)

一メートルは、地球の子午線の極から赤道までの長さの二千万分の一の長さ、一キログラムは攝氏四度の水の一リットルの重さである。ことしいつばいで尺貫法をやめ、メートル法だけになる。

18日 専売特許条例を公布した(一八八五)

この日を記念して昭和三十年から「発明の日」を設けた。現在は特許法と実用新案法になっているが、この法律による出願は年に十万件にのぼっている。24日 日本ではじめて種痘がおこなわれた(一八七〇)

現在の牛痘接種法は一七九六年シエンナーが発明したもの。わが国では天保のころ行われたこともあるが、法律で規定したのは明治四十二年である。

戸籍が改正されます

届出についてのお願

明治初年このかた長い伝統をもつてきたわが戸籍制度は、それまでも数次にわたつて改正されたのでありますが、新法（昭和二十三年一月一日施行の戸籍法）の実施とともに、夫婦とその未婚の子について一戸籍を編製するという合理化のための大きな改革に着手し、現在に至つています。

今年には旧法中に編製された戸籍の改正が行われる第一年度に当ります。開始は本年四月一日より昭和三十六年三月三十一日までで改正を完了するよう予定されています。この改正が完成を見て、はじめて戸籍事務は名実共に新しい戸籍法によつて行われることになるのであります。

一口に戸籍の改正と言いますがこの事務には法律的な要素と、技術的な要素とが多分に含まれておりまして、容易でないと考えられます。殊にこの改正事務は平常事務と平行して行れるため取扱上の抵触を生ずる虞れがありますので、その処理が複雑となる関係上旧法戸籍の在籍者が本年四月一日以後において、次のような戸籍の届出をしよう

記

一、旧法戸籍の筆頭に記載した者（戸主）及びその配偶者が管外（御宿町以外の地）転籍の届出をその転籍地、又は届出人の所在地でしようとする場合又は旧法戸籍の在籍者が分籍の届出をその分籍地、又は届出人の所在地でしようとする場合には、届出人は必ず本籍地で届出をなさるよう御注意願います。

註「改正事務が全国一般に行われているため、戸籍の取扱に不備の生ずる虞があるからです。」

右は一例ですが旧法戸籍で筆頭者以外の者が所在地での届出により新本籍を定める場合にもその者の従前の本籍と同一の場所に新本籍を定めるよう願います。

二、旧法戸籍の謄、抄本を請求される場合には、必ずその用途をお知らせ下さい。

（右取扱について民事局長より通達が出ていて全国一律に取扱れますので念のため申し添えます。）

危険な子供の悪遊び!!

子供達の遊びを観察すると善い遊びと悪い遊びがある。特に心身の成長期にある幼児学童に、いわゆるこの面の行動が、いちじるしい。その例を挙げると、チャンバラ、小刀所持、弓矢、吹矢、火薬、道路上の遊び等……いづれも危険を伴う遊びである。当の子供達は危険の予想を省りみず遊びに夢中になつて居る。またこれらの遊びは児童期の子供達にとつて最も興味的であり冒険的であり、かつ又愛着をいだかせ魅力的でもある。とりわけ「火薬」のもてあそびは、とりかえしのつかない事故誘発の元である。思わぬ不注意から、いつしゆんにして前途ある子供の将来を、とりかえしのつかない不幸におとし入れることを思うと親として考えるだにおそろしいことである。人に「けが」をあたえても又人から「けが」を、あたえられても災難は、お互いにある。子供の遊びを善導してゆきたい。それには子供の個性を延ばし、団体的秩序と協力の精神を養う。然も危険のすくない、健康的なスポーツが、なんといつてもよい。

家庭で、広々とした海岸で、また家の庭先で子供の遊びの場を安全に、まもつてゆきたい。子供の遊びは、子供の社会性のあるものである。室内遊びにても（例 かるた、トランプ、ぬり絵、つみ木等……）のように教育的なものでありたい。

あべこべくらへ

★女性の衣服の前合わせ
日本では左が前、西洋では右を前にする。

★食べものを勧めるとき
日本では「おもしろいから食べてください」

★贈り物をもらった場合
日本はあてであける、西洋はその場であけて喜ぶ。

★指で数をかぞえるとき
日本……親指から握つてゆく
西洋（フランス）は握つておいて親指からひらく。

★人や車を招くとき
日本では手のひらを下ににして招く、西洋では手のひらを上にむけて招く。

町内短信

◎二月二十日静岡県より統計事務視察のため静岡県学事統計係長外五名来町。

◎二月二十五日午後一時より民生委員会開く。

◎三月二日消防団のボンブ操法訓練於御宿小学校々々

◎三月八日午前十時より区長会議を開く。

◎三月十日午前九時より昭和三十三年第一回定例町議会開催

◎三月十一日新町建設計画調査指導のため県係官来町

◎三月十二日消防団役員会議開催於役場会議室

◎三月十四日午前十時より町議会開く。

◎三月十六日 午後一時より布旅中学校財産処理委員会於役場会議室

◎三月十七日午後四時より会議室に於て農家組合長会議開く

◎三月十八日、十九日の両日県係官による財政査察あり。

◎三月二十日御宿中学校卒業式

◎三月二十一日布施小学校
三月二十二日岩和田小学校
三月二十三日御宿小学校卒業式